

保育所等施設への申し込みが多数の場合

- (1) 保育の利用基準表に基づき選考指数を計算します。
- (2) 指数の高い者から順に入所とします。
- (3) 転園を希望する方は、新規申し込み者と同様に選考の対象となります。
- (4) 指数が同点の場合は、抽選となります。

保育の利用基準表

<世帯の指数の算定方法>

番号	保護者の状況		選考指数
	類型	細目	
1	就労	毎月120時間以上の就労を常態	10
		毎月100時間以上の就労を常態	9
		毎月64時間以上の就労を常態	8
		64時間未満の就労月が1月以上ある	7
2	求職	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている（認定期間：2か月）	3
3	出産	出産予定月をはさんで産前2か月から産後2か月まで（多胎の場合）	10
		出産予定月をはさんで産前2か月から産後2か月まで	7
4	疾病等	1か月以上の入院が確定している場合等	10
		家庭内保育ができない事が診断書等により確認できる場合	10
5	障害	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A	10
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B	8
		身体障害者手帳4級、療育手帳C	6
6	看護（介護）	週5日以上の特時付添が必要	10
		週4日以上の特時付添が必要	9
		週3日以上の特時付添が必要	8
		施設送迎週3日以上必要	7
		自宅看護・介護であり、重度のため常時看護・介護が必要	9
		上記以外の看護・介護が必要	6
7	就学等	月64時間以上の就学又は職業訓練を常態	5
		月64時間未満の就学又は職業訓練を常態	3
8	その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※1

※1は、分類番号1～7の指数を準用。

件調整指数

番号	条 件	加 点
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	3
2	ひとり親（別居のみは対象外）であり、他に同居人がいない世帯、または両親不在の世帯	3
3	同時期に同居のきょうだいが同じ保育所等に入園している世帯	3
4	在園児または卒園児が保育料を過去3か月分以上滞納している世帯	-4